

令和8年度

高槻市子ども食堂運営支援事業補助金

募 集 要 項

募集期間

令和8年4月20日（月）から令和8年12月15日（火）

「高槻市子ども食堂運営支援事業補助金」募集要項

1 高槻市子ども食堂運営支援事業補助金について

高槻市は、市内で子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的に、子ども等に対して食事の提供等を行う子ども食堂の運営主体に対し、予算の範囲内においてその運営に要する費用の一部を補助します。

2 補助対象者

補助対象者は、以下に示す要件を全て満たす者としてします。

- (1) 会則、規約等の組織及び運営に関する事項を定めていること。
- (2) 1年以上継続して子ども食堂を運営することを予定し、及びその能力を有すると認められる団体。
- (3) 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」でないこと。
- (6) 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」でないこと。
- (7) 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」でないこと。

3 補助事業

補助の交付の対象となる事業は、子ども食堂を運営する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとしてします。

- (1) 市内で子ども食堂を運営するものであること。
- (2) 子ども食堂を継続的におおむね月1回以上、年10回以上開催するものであること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。
- (3) 1回当たりおおむね10食以上の食事を子どもに対し準備すること。
- (4) 子ども食堂の運営に関し、高槻市から負担金又はこの補助金以外の補助金を受けていないこと。

《補助対象事業の実施に当たっての遵守事項》

- ア 子どもの特性等による限定をしないこと。
- イ 子ども食堂を利用する者（以下「利用者」という。）に参加登録をさせること。
- ウ 食事の提供の実施に当たっては、公共施設、民間施設等の地域の理解が得られる場所を利用し、子ども等の利便性及び安全性の確保に努めること。
- エ 食品衛生責任者（資格保持者または講習受講者）を置き、食の安全及び安心に努めること。
- オ 保健所の指導内容を遵守し、食中毒に注意して食品を取り扱うこと。
- カ 子ども食堂運営中の事故等に備えて、傷害保険、生産物損害賠償保険等に参加するとともに個人情報の保護のために必要な措置を講じること。
- キ 営利（利用者からの食材等の実費相当額の徴収を除く。）を目的としないこと。

4 事業実施時の留意事項

- (1)市保健所（保健衛生課 TEL：６６１－９３３１）に事前相談を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。
- (2)食物アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行うこと。
- (3)利用者の安全確保を図ること。
- (4)近隣への配慮に努めること。
- (5)個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。
- (6)子どもの貧困に係る事象（児童虐待等）を把握した際には、市に報告すること。

5 補助金

(1)補助対象経費

補助対象期間に実施した補助事業に必要な経費のうち、別表に定めるものを補助対象経費とします。

別表 補助対象経費

項目	主な内容
食材費	食料品の購入
消耗品費	食器等の購入費
備品購入費	冷蔵庫などの備品購入費
謝礼金	ボランティアへの謝礼金
使用料・賃借料	実施施設の使用料や賃借料
光熱水費	実施施設の光熱水費
保険料	傷害・賠償責任保険等の保険料
印刷費	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費
通信費	連絡に要する郵送料
修繕費	備品や実施施設の修繕費
食品衛生責任者となるための講習の受講料	食品衛生責任者養成講習会の受講料

(2)交付額

補助金の額は、予算の範囲内において、別表の運営に係る経費に掲げる補助対象経費の額から補助対象者が当該食事の代金として徴収する額等事業に係る収入額を控除した額と、１回当たり７，０００円に開催回数を乗じた基準額とを比較して少ない方の額とします。なお、開催回数については、月に４回を限度とします。

(3)補助対象期間等

補助対象期間は、令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）までです。

(4)高槻市ホームページへの情報掲載について

補助の交付の対象となる事業は、子どもの居場所に関する情報として高槻市ホームページに子ども食堂の名称・開催場所・運営事業者の連絡先を掲載します。予めご了承ください。

6 申請について

(1)申請期間 令和8年4月20日（月）から令和8年12月15日（火）まで

(2)申請書類の入手方法

次の①、②のいずれかの方法により入手してください。

①高槻市ホームページからのダウンロード

※「高槻市子ども食堂運営支援事業」で検索

②高槻市子ども青少年課窓口で受取り

(3) 提出書類

補助金の交付を希望する団体は、申請期間に、「高槻市子ども食堂運営支援事業補助金交付申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

なお、1団体につき1件のみの申請を認めます。

①事業計画書（別紙1）

②事業収支予算書またはこれに相当する書類（別紙2）

③要件確認申立書（様式第2号）

④申請団体の会則・規約及び役員名簿

⑤消費税及び地方消費税納税証明書（様式第3号）

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

(4)提出方法

申請期間の午前8時45分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）に直接、子ども青少年課に持参してください。（郵送不可）

(5)留意事項

事業開始月の月末までに、上記(3)を必ず提出すること。

7 提出書類の審査

補助金交付申請書等を審査し、補助対象団体を決定します。次のいずれかに該当する場合は補助金の不交付決定を行うことがあります。

(1)申請者が前記2に定める要件を満たさなくなった場合

(2)提出書類に不備がある場合（軽微なものを除く。）

(3)提出書類に虚偽の記載があった場合

(4)事業計画書の記載内容が法令違反など著しく不当な場合

(5)本件に関して2件以上の申請を行った場合

8 その他

(1)提出書類は交付決定の有無に関わらず返却しません。ただし、不交付となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責任において処分するものとし、本件における審査以外の目的では使用しません。なお、提出書類や審査結果は、高槻市情報公開条例により情報公開の対象となる場合があります。

(2)提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合があります。

(3)事業計画書に記載された内容に基づき審査を行いますので、実現性が低いにも関わらず提案することがないようにしてください。補助金の交付が決定した後においても、提案内容が達成できないことが認められた場合には、交付決定を取り消す場合があります。それに伴う申請者が被る損害について、本市は一切賠償しません。

(4)申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(担当課)

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

高槻市 子ども未来部 子ども青少年課

(市役所総合センター8階)

電 話 072-674-7654

FAX 072-674-7721